

岡山大学法科大学院 発表  
2007(平成19)年9月20日

担 当	岡山大学大学院法務研究科 法科大学院資料室 専門家ネットワーク事務局 電話：086-251-8413（谷） 070-5551-0232（小田）
--------	---

## 無料法律相談会（クリニック）の開催について

岡山大学大学院法務研究科（代表者：松村和徳 法務研究科長、通称：岡山大学法科大学院）では、「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」無料法律相談会を下記の要領で開催いたします。

関係各位において本件の周知にご協力を賜りたく、宜しくご高配くださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 開催日時 平成19年10月14日(日) 13:30～  
[受付時間：13:00～15:00]
2. 開催場所 岡山大学五十周年記念館 2F 会議室  
岡山市津島中1-1-1 [岡山大学津島キャンパス内]  
(駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい)
3. 取扱内容 つぎの分野に関する法律相談  
**法律一般（遺言、相続、契約、交通事故労働、債務整理など）**
4. 問合せ先 086-251-8412 [大学院係]
5. 備考 弁護士（実務家教員）指導の下に、岡山大学法科大学院生が主体的に相談に応じます。  
先着順受付で1回の相談時間は原則30分以内です。  
相談に係る書類\* などがあればご持参ください。  
\* 契約書、登記簿、戸籍謄本、その他関連する書類や写真など。

当法科大学院のHPにも本件のご案内があります（下記参照）。  
<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/>

\*既に同じ内容で相談に来られた方は、ご遠慮いただく場合があります。

以上

### 「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」について

法律相談・法的紛争処理のワンストップサービスをめざし、法律分野と医療福祉分野に係る各種専門職によって平成17年11月7日に設立された団体（代表者：法科大学院教授松村和徳）。複数の分野にまたがる法律問題の相談や解決サービスのあり方について研究し授業に役立てながら、その成果を無料相談会などの形で還元し地域社会に貢献することをめざしている。無料相談会は定期的に行っている。

## 教育関係紛争解決システムの構築

岡山大学大学院 法務研究科

岡山大学大学院法務研究科（法科大学院）と附設法律事務所（弁護士法人岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所）は、従前、協働して臨床（実務実習）教育においてクリニック、無料法律相談会や医療・福祉関係のトラブル相談会を実施し、法曹教育のみならず、社会貢献に取り組んできた。両組織は法曹教育及び社会貢献活動の一環において、今後の取組みとして教育関係紛争解決システムの構築をめざすとの合意が成立したのでここに公表することにしたい。その趣旨は、以下のとおりである。

今日、学校内・教育現場におけるトラブル・法的問題等の増大は顕著であり、その関係者は、学校対教職員、学校対生徒・父兄、学校対学外の個人・団体、教職員相互間、生徒相互間等多岐にわたり、その内容も複雑化している状況にある。しかし、それに対する法律家専門家の対応状況は、十分とは評価しがたい現状にある。また、本学の教育学部・大学院教育学研究科は、現在でも岡山県における教育関係研究の要であるところ、平成 20 年度に教職専門大学院が本学に開設されれば、本学における教育関係研究の重要性は、一層増大するものと見込まれる。そこで、岡山大学大学院法務研究科と附設法律事務所は、学校内・教育現場におけるトラブル・法的問題について、法律家の専門的知見を生かした活動につき、検討と実践を行っていきたいと考えるに至った。当面は、専門家ネットワークと岡山パブリック法律事務所との連携により、クリニック、無料法律相談会を実施していく（本年中の準備を経て来年早々には活動開始予定）。また附設法律事務所は、総合大学のキャンパス内にある法律事務所の利点と職責に鑑み、今後は他学部・研究科との連携にも業務範囲を広げ、より幅広く本学との協働関係を構築していく方針であり、この計画については、教育学部・大学院教育学研究科に協議を申し入れる予定である。